U-POWER | U-NEXT HOLDINGS

電　気　取　次　約　款

スタンダードプラン

［特 別 高 圧 ・ 高 圧］

2026 年 10 月 1 日　実施

株式会社U－POWER

〔小売電気事業者登録番号：A0213〕

取 次 事 業 者　株式会社U－POWER
小売電気事業者　株式会社U－POWER BUSINESS MARKETING

2026年10月1日実施

電　気　取　次　約　款

スタンダードプラン

［特別高圧・高圧］

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1
1　適　　用 …… 1
2　取次約款の変更 …… 2
3　定　　義 …… 3
4　単位および端数処理 …… 5
5　実 施 細 目 等 …… 6
Ⅱ　契　約　の　締　結 …… 7
6　需給契約の申込み …… 7
7　需給契約の成立および契約期間 …… 8
8　需　要　場　所 …… 8
9　需給契約の単位 …… 8
10　供給電気方式，供給電圧および周波数 …… 9
11　小売供給の開始 …… 9
12　小売供給の単位 …… 9
13　承 諾 の 限 界 …… 9
Ⅲ　契約種別および料金 …… 10
14　契　約　種　別 …… 10
15　スタンダードプラン …… 10
16　予　備　電　力 …… 13
17　自家発補給電力 …… 15
Ⅳ　料金の算定および支払い …… 18
18　料金の適用開始の時期 …… 18
19　料金の算定期間 …… 18
20　使用電力量の算定 …… 18
21　料 金 の 算 定 …… 19
22　日　割　計　算 …… 19

23　料金の支払義務および支払期日 19
24　料金その他の支払方法 20
25　延　滞　利　息 20
Ⅴ　使用および小売供給 22
26　適正契約の保持 22
27　契 約 超 過 金 22
28　需要場所への立入りによる業務の実施 22
29　電気の使用にともなうお客さまの協力 23
30　供 給 の 停 止 23
31　違　　約　　金 24
32　小売供給の中止または使用の制限もしくは中止等 24
33　損害賠償および債務の履行の免責 25
34　設 備 の 賠 償 25
35　需要計画に係るお客さまの協力 25
Ⅵ　契約の変更および終了 26
36　需給契約の変更 26
37　名 義 の 変 更 26
38　料金率の変更 26
39　需給契約の廃止 27
40　小売供給開始後の需給契約の終了または変更にともなう料金等の精算 27
41　解　　約　　等 28
42　中途解約等にともなう解約違約金 29
43　需給契約終了後の債権債務関係 30
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 31
44　供給方法および工事ならびに需給地点 31
45　工事費負担金相当額の申受け等 31
Ⅹ　保　　安 32
46　保 安 の 責 任 32
47　保安に対するお客さまの協力 32
Ⅺ　そ　　の　　他 33
48　守　秘　義　務 33
49　需給契約上の地位譲渡の禁止 33
50　反社会的勢力の排除 33
51　個人情報の取り扱い 34
52　専属的合意管轄裁判所 34
附　　則 35

1　この取次約款の実施期日 35
2　非化石証書の使用による小売供給の特性 35
別　　表 36
1　休　　日　　等 36
2　再生可能エネルギー発電促進賦課金 36
3　燃 料 費 調 整 37
4　市 場 価 格 調 整 40
5　日割計算の基本算式 42

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

(1)　この電気取次約款[特別高圧・高圧]スタンダードプラン（以下「この取次約款」といいます。）は，お客さまに対して小売電気事業者である株式会社Ｕ－ＰＯＷＥＲ　ＢＵＳＩＮＥＳＳ　ＭＡＲＫＥＴＩＮＧ（小売電気事業者登録番号：Ａ0458。以下「本小売電気事業者」といいます。）が，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して，特別高圧または高圧で電気の小売供給をし，当社が，当該小売供給に係る需給契約（以下「需給契約」といいます。）の取次ぎを行なうときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

(2)　この取次約款を適用する場合，お客さまには，需給契約に係る電気事業法第 2 条の 13 第 1 項に定める供給条件の説明（以下「供給条件の説明」といいます。），同法第 2 条の 13 第 2 項に定める契約締結前交付書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）の交付および同法第 2 条の 14 第 1 項に定める契約締結後交付書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付については，同法施行令第 2 条第 1 項ならびに同法施行規則第 3 条の 14 および第 3 条の 15 に則り，書面に代えて，当社が指定したウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メールによる方法その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により行なうことについて，あらかじめご承諾をしていただきます。

(3)　この取次約款は，次の地域に適用いたします。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給エリア	対象となる地域
関東エリア	栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県（富士川以東）
中部エリア	愛知県，岐阜県（一部を除きます。），三重県（一部を除きます。），静岡県（富士川以西）および長野県

2　取次約款の変更

(1)　当社は，次のいずれかに該当する場合，民法第 548 条の 4（定型約款の変更）にもとづき，この取次約款を変更することがあります。この場合，契約期間満了前であっても，電気料金その他の供給条件は，変更後の電気取次約款[特別高圧・高圧]スタンダードプランによります。

また，料金率の変更が必要な場合には，38（料金率の変更）に定めるところにより，当社は，当該料金率を変更することができるものといたします。

イ　当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびこれらに関連するその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により，この取次約款の変更が必要な場合

ロ　法令，条例，規則等の制定または改廃により，この取次約款の変更が必要な場合

ハ　消費税等相当額の税率が変更された場合

ニ　電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が定める定款，業務規程または送配電等業務指針およびこれに関連する規定等の変更により，この取次約款の変更が必要な場合

ホ　広域機関が算定する容量市場における供給力の確保に係る拠出金の変更により，この取次約款の変更が必要な場合

ヘ　一般社団法人日本卸電力取引所（以下「ＪＥＰＸ」といいます。）のスポット約定価格等の電力取引価格の高騰や電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により，この取次約款の変更が必要な場合

ト　その他当社が必要と合理的に判断した場合

(2)　この取次約款の変更に係る供給条件の説明，約締結前交付書面の交付および契約締結後交付書面の交付を行なう場合，次の事項について，お客さまにあらかじめご承諾をしていただきます。

イ　供給条件の説明および契約締結前交付書面の交付を行なう場合，当社が適切と判断した方法により，説明および書面に記載を要する事項のうち，当該変更をしようとする事項のみを当社が適切と判断した方法により説明するとともに，当該事項を書面に記載すること。

ロ　契約締結後交付書面の交付を行なう場合，当社が適切と判断した方法により，当社および本小売電気事業者の名称ならびに住所，需給契約

の契約年月日，当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載すること。なお，この取次約款の変更の内容が需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合における供給条件の説明については，供給条件の説明および契約変更前の書面交付は，説明および記載を要する事項のうちその変更をしようとする内容の概要のみを書面で交付することなく説明することとし，関係法令等において許容される限りにおいて，契約締結後交付書面の交付はしないこととといたします。

3　定　　義

次の言葉は，この取次約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1)　特　別　高　圧

標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。

(2)　高　　圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(3)　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管等，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4)　小　型　機　器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(5)　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

契約上使用できる最大電流（アンペア）を交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値をいいます。

(6)　付　帯　電　灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

(7)　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8)　契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を 1 次側電圧とする変圧器およびその 2 次側に施設される変圧器をいいます。

(9) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 最 大 需 要 電 力

託送約款等に定める，30 分ごとの需要電力の最大値であって，当該一般送配電事業者の記録型計量器により計量される値をいいます。

(11) 朝 時 間

毎日午前 8 時から午後 1 時までの時間をいいます。ただし，別表 1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(12) 昼 時 間

毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。ただし，別表 1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(13) 晩 時 間

毎日午後 4 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし，別表 1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(14) 夜 時 間

朝時間，昼時間および晩時間以外の時間をいいます。

(15) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお，この取次約款で定める料金率，工事費負担等相当額，基準燃料単価および基準市場単価には，消費税等相当額を含みます。

(16) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(17) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(18) スポット市場価格

ＪＥＰＸの業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において，売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を

受けるものとして供給エリアごとに売買取引を行なう価格のうち，ＪＥＰＸが公表した値をいいます。ただし，これによりがたい場合は，基準市場価格等にもとづき，当社が決定した値といたします。

⑲　平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，別表３（燃料費調整）(1) ハに定めるものをいいます。

⑳　平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，別表４（市場価格調整）(1) ハに定めるものをいいます。

㉑　年　　度

毎年４月１日から翌年の３月 31 日までの期間をいいます。

㉒　半　　期

当該年度の開始月を４月とし，６月ごとに区分した期間をいいます。

4　単位および端数処理

この取次約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1)　契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2)　契約電力および最大需要電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，15 スタンダードプラン（3）ロによって，または，15 スタンダードプラン（3）ロに準じて算定された値が 0.5 キロワット未満となるときは，契約電力を１キロワットといたします。

(3)　使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(4)　力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(5)　料金その他の計算における再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

5　実施細目等

この取次約款の実施上必要な細目的事項およびこの取次約款によりがたい特別な事項は，この取次約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契 約 の 締 結

6　需給契約の申込み

(1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの取次約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾し，かつ，需給契約に必要なお客さまの情報を当該一般送配電事業者が当社に対して提供し，または共同利用することについて承諾のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の方法によって申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，発電設備，蓄電池，業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法およびその他当社が必要とする事項

(2)　契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以後の1年間の電気の使用計画を申し出ていただきます。

(3)　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

(4)　お客さまが保安等のために必要とされる電気については，この取次約款または託送約款等に定めるところにより，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池の設置等必要な措置を講じていただきます。また，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(5)　お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，自家発補給電力の申込みをしていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

(1)　需給契約は，申込みを当社または本小売電気事業者が承諾したときに成立いたします。

(2)　契約期間は，別途当社が作成する電気需給契約申込書等の契約書面（以下「契約書面」といいます。）に定めた期間といたします。

(3)　契約期間満了に先だって，原則として契約期間満了日の 3 月前までにお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で更新されるものといたします。

なお，需給契約を更新する場合における供給条件の説明，契約締結前交付書面または契約締結後交付書面の交付を行なう事項は，当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は，当社および本小売電気事業者の名称，住所，変更年月日および供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また，この場合における供給条件の説明，契約締結前交付書面または契約締結後交付書面の交付については，当社が適切と判断した方法により行なうものとし，関係法令等において許容される限りにおいて，契約締結前交付書面の交付は省略するものといたします。また，このことについて，お客さまにはあらかじめ承諾をしていただきます。

(4)　当該一般送配電事業者の定めるところにより検針日または計量日（以下「検針日等」といいます。）が変更された場合には，契約期間満了日は，原則として変更前の契約期間満了日の直前に到来する変更後の検針日に準じて変更するものといたします。なお，この場合における供給条件の説明，契約締結前交付書面または契約締結後交付書面の交付については，(3)の定めに準ずるものといたします。

8　需　要　場　所

需要場所は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

9　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，1 需要場所について 1 契約種別を適用して，1 需給契約を結びます。

(1)　1 需要場所において，次の 2 契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別とをあわせて契約する場合

予備電力，自家発補給電力

(2)　お客さまからの申出がある場合で，当該一般送配電事業者等が技術上，保安上適当と認めたとき。

(3)　当社が必要と判断した場合で，当該一般送配電事業者との協議が整ったとき。

10　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

11　小売供給の開始

(1)　当社は，需給契約が成立したときには，お客さまと協議のうえ小売供給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに本小売電気事業者が電気を小売供給いたします。

(2)　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた小売供給開始日に電気を小売供給できないことが明らかになった場合には，お客さま，本小売電気事業者および当該一般送配電事業者と協議のうえ，あらためて小売供給開始日を定めて本小売電気事業者が電気を小売供給いたします。

12　小売供給の単位

本小売電気事業者は，託送約款等に定めるところにより，原則として 1 需給契約につき，1 供給電気方式，1 引込みおよび 1 計量をもって電気を小売供給いたします。

13　承 諾 の 限 界

当社は，電気の需給状況，当該一般送配電事業者の供給設備の状況または当社所定の審査にもとづき，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

スタンダードプラン，予備電力，自家発補給電力

15　スタンダードプラン

(1)　適　用　範　囲

特別高圧または高圧で電気の小売供給を受けて，電灯，小型機器もしくは動力（付帯電灯を含みます。）を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，かつ，契約電力が 50 キロワット以上であり，当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

なお，近い将来において契約負荷設備を増加される等の特別の事情があり，お客さまが希望される場合で，当該一般送配電事業者等との協議が整ったときは，契約電力が 50 キロワット未満のお客さまについても適用することがあります。

(2)　契約負荷設備および契約受電設備

高圧で電気の小売供給を受け，契約電力が 500 キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(3)　契　約　電　力

契約電力は，次によって定めます。

イ　特別高圧で電気の小売供給を受ける場合または高圧で電気の小売供給を受け，契約電力が 500 キロワット以上の場合（以下「協議制」といいます。）

(イ)　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，小売供給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

（ﾛ） 自家発補給電力と同一計量される場合で，自家発補給電力によって電気を使用されたときは，原則として，その 1 月の自家発補給電力の小売供給時間中における当該一般送配電事業者の 30 分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の小売供給以外の時間における当該一般送配電事業者の 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その 1 月の最大需要電力とみなします。

ロ 高圧で電気の小売供給を受け，契約電力が 500 キロワット未満の場合（以下「実量制」といいます。）

（ｲ） 各月の契約電力は，次の場合を除き，その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以後 12 月の期間の各月の契約電力は，その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この取次約款により電気の小売供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には，この取次約款による電気の小売供給を受ける前の電気の小売供給は，契約電力の決定上，この取次約款によって受けた電気の小売供給とみなします。この場合，契約電力決定上の必要な事項は，必要に応じてお客さまより申し出ていただきます。

b 需要場所における受電設備または契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む 1 月の増加された日以後の期間の最大需要電力の値が，その 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その 1 月の増加された日以後の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c 需要場所における受電設備または契約受電設備を減少される場合等で，1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力の

うちいずれか大きい値とし，減少された日以後 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以後の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以後 12 月の期間で，その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以後の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議よって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力と同一計量される場合で，自家発補給電力によって電気を使用されたときは，原則として，その 1 月の自家発補給電力の小売供給時間中における当該一般送配電事業者の 30 分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の小売供給以外の時間における当該一般送配電事業者の 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その 1 月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の小売供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合には，契約電力を協議制によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，実量制によって定めます。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表 4（市場価格調整）(1) ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき契約書面に記載された契約電力 1 キロワット当たりの基本料金率を適用し，契約電力にもとづき算定いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，契約書面に記載された 1 キロワット時当たりの電力量料金率を適用し，その 1 月の使用電力量にもとづき算定いたします。

ハ　力率割引および割増し

(ｲ)　力率は，その 1 か月のうち毎日 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は 100 パーセントとします。）とします。この場合，平均力率は，託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

(ﾛ)　力率が 85 パーセントを上回る場合には，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合には，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

16　予　備　電　力

(1)　適　用　範　囲

スタンダードプランのお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の小売供給を受ける次の場合で，当社との協議が整ったものに適用いたします。

イ　予　　備　　線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で小売供給を受ける場合

ロ　予　備　電　源

常時供給変電所以外の変電所から小売供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で小売供給を受ける場合

(2)　契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる

契約電力を希望されるときの契約電力は，予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予測される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，常時供給分の契約分の契約電力が 50 キロワット未満のときを除き，50 キロワットを下回らないものといたします。

(3)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，常時供給分の電力量料金に準じて，別表 3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表 4（市場価格調整）(1) ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，1 月につき契約書面に記載された予備線または予備電源に係る契約電力 1 キロワット当たりの基本料金率を適用し，当該契約電力にもとづき算定いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で小売供給を受ける場合には，契約電力は，基本料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものといたします。

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，契約書面に記載された予備線または予備電源に係る使用電力量 1 キロワット時当たり電力量料金率を適用し，その 1 月の当該使用電力量にもとづき算定いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で小売供給を受ける場合には，使用電力量は，電力量料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものといたします。

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

ニ　そ　　の　　他

(ｲ)　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の小売供給と予備電源による電気の小売供給とをあわせて受けることができます。

(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，スタンダードプランに準ずるものといたします。

17　自家発補給電力

(1)　適　用　範　囲

スタンダードプランのお客さまが，お客さまの発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の小売供給を受ける場合で，当社との協議が整ったものに適用いたします。

イ　契　約　電　力

契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）または負荷の実情に応じて，お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ) によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表４（市場価格調整）(1) ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基　本　料　金

基本料金は，次によって算定いたします。なお，その１月に前月から継続して自家発補給電力による電気の小売供給を受けた期間がある場合（その期間が料金の算定期間と一致する場合を除きます。）で，その期間が前月の自家発補給電力による電気の小売供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における自家発補給電力の電気の小売供給は，前月におけるものとみなします。

ａ　自家発補給電力による電気の小売供給を受けた料金の算定期間中の場合

契約書面に記載された自家発補給電力の使用月に係る契約電力 1 キロワット当たり基本料金率を適用し，当該契約電力にもとづき算定いたします。

b　自家発補給電力による電気の小売供給をまったく受けない料金の算定期間中の場合

契約書面に記載された自家発補給電力の不使用月に係る契約電力 1 キロワット当たりの基本料金率を適用し，当該契約電力にもとづき算定いたします。なお，この不使用月に係る契約電力 1 キロワット当たりの基本料金率は，原則として使用月に係る契約電力 1 キロワット当たりの基本料金率の 30 パーセントといたします。

(ﾛ)　電 力 量 料 金

電力量料金は，契約書面に記載された 1 キロワット時当たりの電力量料金率を適用し，その 1 月の自家発補給電力に係る使用電力量にもとづき算定いたします。

なお，当該電力量料金率は，原則として定期検査（電気事業法第 54 条および第 55 条第 1 項に定められた検査をいいます。）もしくは定期補修（一定期間に限り定期的に行なわれる補修をいいます。）による場合，または定期検査もしくは定期補修以外の場合に応じて定めるものといたします。

(ﾊ)　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，スタンダードプランに準じて適用いたします。

ハ　自家発補給電力の使用

(ｲ)　お客さまが自家発補給電力を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

なお，当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

また，定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて，当社へ文書等により通知していただきます。

なお，その実施時期を変更される場合には，原則としてその実施の日の１月前までに，当社に文書等により通知していただきます。

(ﾛ)　スタンダードプランと自家発補給電力を同一計量される場合で，自家発補給電力を使用されたときは，その１月の最大需要電力がスタンダードプランの契約電力をこえないときは，原則として自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

(ﾊ)　スタンダードプランと自家発補給電力を同一計量される場合で，自家発補給電力を使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

a　協議制のお客さまの場合で，その１月の 30 分ごとの需要電力の最大値がスタンダードプランと自家発補給電力の契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力の超過が明らかなときは，その需要電力の最大値をその １ 月の最大需要電力とみなします。

b　実量制のお客さまの場合で，自家発補給電力の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

(2)　そ　　の　　他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，スタンダードプランに準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

18　料金の適用開始の時期

料金は，小売供給開始日から適用いたします。

19　料金の算定期間

料金の算定期間は，託送約款等に定める供給地点に係る供給側計量期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし，電気の小売供給を開始し，または需給契約が終了もしくは小売供給を停止した場合の料金の算定期間は，開始日を含む開始日から最初に到来する計量期間等の終期までの期間，または終了日もしくは小売供給を停止した日の直前の計量期間等の始期から終了日の前日までの期間といたします。

20　使用電力量の算定

(1)　使用電力量は，託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。

(2)　料金の算定期間の使用電力量は，30 分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，電気の小売供給を開始し，または需給契約を終了もしくは小売供給を停止する場合は，原則として当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。

(3)　料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は，時間帯別に，30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，電気の小売供給を開始し，または需給契約を終了もしくは小売供給を停止する場合は，原則として当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。ただし，料金の算定期間の夜時間の使用電力量は，料金の算定期間の使用電力量から夜時間を除く時間帯別の使用電力量の合計を差し引いた値といたします。

(4)　計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には，使用電力量または最大需要電力等は，原則として託送約款等に定めるところによるものといたします。

(5)　当社は，当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果を，原則として当社が適切と判断した方法により，お客さまにお知らせいたします。

21　料 金 の 算 定

(1)　料金は，次のいずれかに該当する場合を除き，料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ　電気の小売供給を開始し，もしくは停止し，または需給契約が終了した場合で，料金の算定期間が 1 月に満たない場合

ロ　契約電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

(2)　料金は，需給契約ごとに契約書面に定める料金率を適用して算定いたします。

22　日　割　計　算

(1)　当社は，21（料金の算定）(1)イまたはロの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は，別表 5（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2)　21（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日を含み，停止日，休止日および終了日を除きます。

また，21（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金率は，変更のあった日から適用いたします。

23　料金の支払義務および支払期日

(1)　お客さまの料金の支払義務は，検針日等に発生いたします。ただし，需給契約が終了した場合には，当該終了した日といたします。なお，特別の事情により需給契約の終了の日以後に検針または計量値の確認が行なわれる場合には，当該検針または計量値の確認を行なった日といたします。

(2)　契約書面に別段の定めがある場合を除き，料金の支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目とし，お客さまは，当該支払期日までに料金を支払うものといたします。ただし，当該日が金融機関の休業日の場合は，原則として支払期日は翌営業日といたします。

24　料金その他の支払方法

(1)　料金については毎月，工事費負担金その他の支払いについてはそのつど，契約書面に定める方法または当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

(2)　お客さまは，(1) で定める支払方法を変更する場合，当社所定の方法により当社に申し出るものとし，変更後の支払方法は，当社が当該申出を承諾し，所定の手続きが完了した後の最初の請求から適用されるものといたします。

(3)　(2) の定めにかかわらず，お客さまが支払方法を変更した場合であって，変更前の支払方法に係る未払い料金があるときは，当社は，当該未払い料金および延滞利息を，変更後の支払方法にて支払われる料金と合算して請求することができるものといたします。この場合，お客さまは，合算された料金を，変更後の支払方法により支払うものといたします。なお，この場合において，当社は，請求書等によりその内訳（延滞利息を含みます。）を明示し，お客さまお知らせいたします。

(4)　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

25　延　滞　利　息

(1)　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。

(2)　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に，年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，延滞利息および消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

(3)　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅴ　使用および小売供給

26　適正契約の保持

当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに需給契約を適正なものに変更することができるものといたします。

27　契 約 超 過 金

(1)　協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に該当基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2)　契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに，原則としてその料金とあわせて支払っていただきます。

28　需要場所への立入りによる業務の実施

当社もしくは本小売電気事業者または当該一般送配電事業者（当社もしくは本小売電気事業者または当該一般送配電事業者から委託を受けて当該業務を実施する者を含みます。）は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1)　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備もしくはその他の電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(2)　その他この取次約款，託送約款等によって，需給契約等の成立，変更もしくは終了等に必要な業務もしくは当該一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認等に必要な業務

29　電気の使用にともなうお客さまの協力

(1)　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2)　お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。

30　供 給 の 停 止

(1)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，本小売電気事業者または当該一般送配電事業者は，そのお客さまについて電気の小売供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ　託送約款等に反して，当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

(2)　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，本小売電気事業者または当該一般送配電事業者は，そのお客さまについて電気の小売供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用し，または不正に電気を使用された場合

ハ　本小売電気事業者および当該一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ニ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ホ　需要場所内に無断で自家発電設備等を設置された場合

(3)　お客さまがこの取次約款または託送約款等に反した場合には，本小売電気事業者または当該一般送配電事業者は，そのお客さまについて電気の小売供給を停止することがあります。

(4)　(1)から(3)により電気の小売供給を停止する場合には，本小売電気事業者または当該一般送配電事業者は，当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

31　違　　約　　金

(1)　お客さまが次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

イ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

(2)　(1)の免れた金額は，この取次約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，6 月以内で当社が決定した期間といたします。

32　小売供給の中止または使用の制限もしくは中止等

(1)　本小売電気事業者または当該一般送配電事業者は，次の場合には，供給時間中に電気の小売供給を中止し，またはお客さまに電気の小売使用を制限し，または中止し，または停止させていただくことがあります。

イ　当該一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　当該一般送配電事業者の電気工作物の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　非常変災の場合

ニ　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(2)　(1)の場合には，本小売電気事業者または当該一般送配電事業者は，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

33　損害賠償および債務の履行の免責

(1)　32（小売供給の中止または使用の制限もしくは中止等）(1)によって電気の供給を中止し，または電気の小売使用を制限し，または中止し，または停止した場合で，それが当社または本小売電気事業者の責めによらないものであるときには，当社または本小売電気事業者は，お客さまの受けた損害について賠償および需給契約にもとづく債務の履行の責めを負いません。

(2)　30（小売供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または41（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3)　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めによらないものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

34　設 備 の 賠 償

お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物，電気機器，その他の設備を損傷し，または亡失した場合，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

35　需要計画に係るお客さまの協力

当社は，託送約款等にもとづく需要計画作成のために必要な情報を，お客さまより提供していただくことがあります。

Ⅵ　契約の変更および終了

36　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

ただし，契約電力の変更をされる場合は，申込みをされた日以後，原則として最初に到来する計量期間の始期から適用いたします。

37　名 義 の 変 更

合併その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の小売供給を受けていたお客さまの当社に対する需給契約によって生じたすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社所定の申込み方法により申込みをしていただきます。

38　料 金 率 の 変 更

当社は，2（取次約款の変更）(1) イ，ロ，ハ，ニ，ホ，ヘおよびトに該当する場合，またはお客さまの電気の使用状況が大幅に変更になる場合等において，当社が合理的に料金率を変更する必要があると判断したときは，契約期間満了前にかかわらず，次に定めるところにより，お客さまとの需給契約に係る料金率を変更すること等ができるものといたします。

(1)　当社は，変更後の料金率およびその適用開始予定日を事前に当社が適切と判断した方法により，お客さまに通知（以下「変更通知」といいます。）いたします。

(2)　お客さまと当社とは，変更後の料金率およびその適用開始日について，変更通知に定める適用開始予定日の２月前（ただし，2（取次約款の変更）(1) イ，ロまたはハによる場合は，この限りではなく，以後同様といたします。）までに，これを合意するものといたします。

(3)　(2) にかかわらず，変更通知に定める適用開始予定日の２月前までに，変更後の料金率およびその適用開始日についてお客さまが合意されない場合には，当社は，変更通知を当社が適切と判断した方法により提供した日から２月を経過した日（ただし，2（取次約款の変更）(1) イ，ロまた

はハによる場合は，この限りではありません。）をもって，当該需給契約を解約できるものといたします。なお，この場合には，お客さまは本小売電気事業者以外の小売電気事業者に対して電気の小売供給を申込み，当社は，その手続に必要な協力を行なうものといたします。

(4)　変更通知に定める適用開始予定日の 2 月前までに，お客さまが当社に異議を申立てない場合，または（3）による需給契約の解約が行なわれない場合には，当社は，お客さまが変更通知に定められた内容を合意されたものとみなし，変更通知に定める変更後の料金率を当該適用開始予定日より適用するものといたします。

(5)　料金率を変更する場合の供給条件の説明，契約締結前交付書面の交付および契約締結後交付書面の交付については，2（取次約款の変更）(2) に準ずるものといたします。

39　需給契約の廃止

(1)　お客さまがこの取次約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，原則として廃止希望日の 3 月前までにその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

(2)　需給契約は，41（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に終了いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以後に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が終了したものといたします。

ロ　当社もしくは本小売電気事業者または当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

40　小売供給開始後の需給契約の終了または変更にともなう料金等の精算

お客さまが，契約電力を新たに設定し，または増加された日以後 1 年に満たないで需給契約を廃止し，または契約電力を減少しようとする場合において，当社または本小売電気事業者が託送約款等にもとづく料金等の精算を受けたときは，お客さまに当該料金等の精算に相当する額を支払っていただきます。

ただし，当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

41　解　　約　　等

(1) 当社は，次の場合には，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，原則として解約の 15 日前までに，お客さまにその旨をお知らせいたします。ただし，次のホ，ヘ，トまたはチに該当する場合には，当社は，何ら催告を要することなく，需給契約を解除するものといたします。

イ　託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき

ロ　お客さまが料金を支払期日を経過してもなお支払わない場合

ハ　お客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してもなお支払わない場合

ニ　この取次約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，契約超過金，違約金，工事費負担金等相当額，解約違約金その他この取次約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

ホ　お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等，支払停止状態に陥った場合

ヘ　お客さまが破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ト　お客さまが強制執行または担保権の実行として競売の申立てを受けた場合

チ　お客さまが公租公課の延滞処分を受けた場合

リ　その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が合理的に認めた場合

ヌ　お客さまがこの取次約款に反した場合

(2)　お客さまが，39（需給契約の廃止）(1) よる通知をされないで，その需要場所から移転される等，電気を使用されていないことが明らかな場合には，電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は終了するものといたします。

42　中途解約等にともなう解約違約金

(1)　需給契約の契約期間中において，お客さまの都合またはお客さまの責めに帰すべき事由により需給契約を中途解約する場合，当社は，次の算式により算定した解約違約金を申し受けます。ただし，供給開始月または需給契約の終了月が日割計算により算定される場合には，当該月は解約違約金の算定に含まれないものといたします。

$$\text{解約違約金} = \frac{\text{需給契約にもとづき算定された料金の合計額}}{\text{料金算定月に係る月数の合計}} \times \text{需給契約の残存期間} \times 20\ \text{パーセント}$$

(2)　需給契約の更新後に，お客さまの都合により電気の使用を廃止される場合において，当該廃止期日の３月前までにお客さまから当社に通知がなされないときは，当社は，次の算式により算定した解約違約金を申し受けます。なお，この場合の解約違約金は，お客さまからの廃止の通知が当社になされた時期に応じて算定いたします。

イ　需給契約の廃止日の１月前に通知がなされた場合または廃止期日が経過するまで何らの通知がなされない場合

$$\text{解約違約金} = \frac{\text{需給契約にもとづき廃止期日の１月前までの１年間に算定された料金の合計額}}{\text{料金算定月に係る月数の合計}} \times 2\ \text{月} \times 20\ \text{パーセント}$$

ロ　需給契約の廃止日の２月前に通知がなされた場合

$$\text{解約違約金} = \frac{\text{需給契約にもとづき廃止期日の２月前までの１年間に算定された料金の合計額}}{\text{料金算定月に係る月数の合計}} \times 1\ \text{月} \times 20\ \text{パーセント}$$

(3)　41(解約等)により当社が需給契約を解約し，または解除した場合には，当社は，次の算式により算定した解約違約金を申し受けます。

$$\text{解約違約金} = \frac{\text{解約日または解除日の属する月の前月までの１年間に算定された料金の合計額}}{\text{料金算定月に係る月数の合計}} \times 2\ \text{月} \times 20\ \text{パーセント}$$

(4)　中途解約等にともなう解約違約金は，当社の指定する期日までに，当社が指定した方法により支払っていただきます。

43　需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

44　供給方法および工事ならびに需給地点

(1)　当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の小売供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。

(2)　電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は，託送供給等約款における供給地点といたします。

45　工事費負担金相当額の申受け等

(1)　当該一般送配電事業者の託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の小売供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として，当該工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2)　当該一般送配電事業者から工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

(3)　託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

(4)　お客さまの都合によって小売供給開始に至らないで申込みを取り消しまたは変更される場合で，当該一般送配電事業者の託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額をお客さまから申し受けます。

X　保　　安

46　保 安 の 責 任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については，当該一般送配電事業者が保安の責任を負います。

47　保安に対するお客さまの協力

(1)　次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には，当該一般送配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2)　お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされたのち，その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当該一般送配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

XI　そ　の　他

48　守　秘　義　務

お客さまは，需給契約を履行する以外の目的で，需給契約の内容および需給契約にもとづく取引に関する情報を，第三者に開示してはならないものといたします。ただし，お客さまの関係会社等に開示する場合または資金調達先に開示する場合等を除きます。

49　需給契約上の地位譲渡の禁止

お客さまは，当社の事前の承諾をえることなく，当社との需給契約に係る契約上の地位を第三者に譲渡（合併その他の一般承継の場合を含みます。）することはできないものといたします。なお，当該需給契約に係る契約上の地位の譲渡を希望する場合は，原則として譲渡希望日の 3 月前までに当社所定の情報を記載した書面を当社に対して提出し，当社の承諾を求めるものといたします。この場合において，当該お求めに当社が承諾しない場合には，その旨の通知をお客さまに行なった日から 3 月を経過する日をもって，原則として当該譲渡対象の需給契約は終了するものといたします。

50　反社会的勢力の排除

(1)　お客さまには，自己（自己が法人の場合には，代表者，役員または実質的に経営を支配する者をいいます。）が暴力団，暴力団員，暴力団関係企業，総会屋，社会運動標ぼうゴロ，特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）および次のいずれか一にでも該当しないことを表明し，かつ，将来にわたっても該当しないことを表明し，保証していただきます。

イ　反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

ロ　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ハ　自己，自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等，不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

ニ　反社会的勢力に対して資金等を提供し，または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

ホ　役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)　お客さまは，自らまたは第三者を利用して，次のいずれか一にでも該当する行為を行なわないことを表明し，保証していただきます。

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任をこえた不当な要求行為

ハ　取引に関して，脅迫的な言動をし，または暴力を用いる行為

ニ　風説を流布し，偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し，または相手方の業務を妨害する行為

ホ　その他前各号に準ずる行為

(3)　当社は，お客さまが（1）または（2）に違反した場合には，お客さまが当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失させ，通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに需給契約を解除することができるものといたします。この場合，当社は，需給契約を解除されたお客さまの受けた損害について，一切の賠償の責めを負わないものといたします。

51　個人情報の取り扱い

当社は，お客さまの個人情報を取り扱う場合には，個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）その他適用のある法令，ガイドライン，当社の定める「個人情報の取扱いについて」（https://u-power.jp/privacypolicy/）および「小売電気事業分野における個人情報の取扱いについて」(https://u-power.jp/retailelectricity-privacypolicy/)にもとづき取り扱いいたします。

52　専属的合意管轄裁判所

この取次約款または需給契約について紛争が生じた場合には，訴額に応じて，東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

附　　則

1　この取次約款の実施期日

この取次約款は，2026 年 10 月 1 日から実施いたします。

2　非化石証書の使用による小売供給の特性

非化石証書を使用することにより，お客さまの小売供給に係る電気が実質的に再生可能エネルギー10 パーセントで調達した電気となります。なお，使用する非化石証書の種類および小売供給する電源構成は，当社が適切と判断した方法により公表いたします。また，非化石証書とは，非化石電源により発電された電気が有する非化石価値その他の環境価値を電気そのものの価値から分離し，関係法令および非化石証書に係る制度にもとづき証書化されたものをいいます。

別　　表

1　休　　日　　等

この取次約款において，休日等とは，次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

4 月 30 日

5 月 1 日

5 月 2 日

12 月 30 日

12 月 31 日

2　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その 1 月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，予備電力の場合で，常時供給分と異なった電圧で小売供給を受けるときには，使用電力量は，再生可能エネルギー発電促進賦課金の

算定上，常時供給分の電圧と同位にするために 3 パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお，予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は，当該取り消された日を含む計量期間の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

3　燃 料 費 調 整

(1)　燃料費調整額の算定

イ　平 均 燃 料 価 格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，供給エリアごとに，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝　各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝　各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝　各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

係数	関東エリア	中部エリア
α	0.6928	0.6967
β	0.2141	0.2113
γ	0.0000	0.0000

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，供給エリアごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - (2)\text{の基準燃料価格}) \times \frac{(3)\text{の基準燃料単価}}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。ただし，計量期間等の始期が毎月初日のお客さまの各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，あらかじめお客さまにお知らせした場合または契約書面に定める場合を除き，次の燃料費調整単価適用期間の各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

燃料費調整単価 適用期間	平均燃料価格 算定期間
毎年 1 月の料金に係る計量期間等	前年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 2 月の料金に係る計量期間等	前年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 3 月の料金に係る計量期間等	その年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 4 月の料金に係る計量期間等	その年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年の場合は，2 月 29 日までの期間）

燃料費調整単価 適　用　期　間	平均燃料価格 算　定　期　間
毎年5月の料金に係る計量期間等	その年の3月1日から3月31日までの期間
毎年6月の料金に係る計量期間等	その年の4月1日から4月30日までの期間
毎年7月の料金に係る計量期間等	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年8月の料金に係る計量期間等	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年9月の料金に係る計量期間等	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年10月の料金に係る計量期間等	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年11月の料金に係る計量期間等	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年12月の料金に係る計量期間等	その年の10月1日から10月31日までの期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)　基準燃料価格

基準燃料価格は，供給エリアごとに，次のとおりといたします。

供給エリア	基準燃料価格
関東エリア	54,000円
中部エリア	70,000円

(3)　基準燃料単価

基準燃料単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，供給電圧ごと，かつ，供給エリアごとに，次のとおりといたします。

イ　特別高圧で電気の小売供給を受ける場合

供　給　エ　リ　ア	基準燃料単価 1キロワット時につき
関　東　エ　リ　ア	8銭4厘
中　部　エ　リ　ア	8銭6厘

ロ　高圧で電気の小売供給を受ける場合

供　給　エ　リ　ア	基準燃料単価 1キロワット時につき
関　東　エ　リ　ア	**8銭6厘**
中　部　エ　リ　ア	**8銭8厘**

(4)　基準燃料価格等の変更

当社は，平均燃料価格算定に係る係数，基準燃料価格または基準燃料単価を年度ごとまたは半期ごとに見直すことがあります。この場合，原則としその当該年度または当該半期が開始となる2月前までに，当社が適切と判断した方法により，お客さまにお知らせいたします。また，この場合における供給条件の説明，契約締結前交付書面の交付および契約締結後交付書面の交付については，2（取次約款の変更）(2) に準ずるものといたします。なお，当社から別段のお知らせを行なわない限り，直前の適用期間の平均燃料価格算定に係る係数，基準燃料価格または基準燃料単価を継続して適用するものといたします。

(5)　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を，原則として当社が適切と判断した方法により，お客さまにお知らせいたします。

4　市場価格調整

(1)　市場価格調整額の算定

イ　平均市場価格

1キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は，スポット市場価格にもとづき，供給エリアごとに，各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格といたします。

なお，平均市場価格の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　市場価格調整単価

市場価格調整単価は，時間帯別に，次の算式によって供給エリアごとに算定された値といたします。

なお，市場価格調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

市場価格調整単価 ＝（平均市場価格－（2）の基準市場価格）×（3）の基準市場単価

ハ　市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，次のとおりといたします。ただし，計量期間等の始期が毎月初日のお客さまの各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，あらかじめお客さまにお知らせした場合または契約書面に定める場合を除き，次の市場価格調整単価適用期間の各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

市場価格調整単価 適　用　期　間	平均市場価格 算　定　期　間
毎年 1 月の料金に係る計量期間等	前年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 2 月の料金に係る計量期間等	その年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 3 月の料金に係る計量期間等	その年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年の場合は，2 月 29 日までの期間）
毎年 4 月の料金に係る計量期間等	その年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 5 月の料金に係る計量期間等	その年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 6 月の料金に係る計量期間等	その年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間
毎年 7 月の料金に係る計量期間等	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 8 月の料金に係る計量期間等	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 9 月の料金に係る計量期間等	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 10 月の料金に係る計量期間等	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 11 月の料金に係る計量期間等	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 12 月の料金に係る計量期間等	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間

ニ　市場価格調整額

市場価格調整額は，その 1 月の時間帯別の使用電力量にロによって時間帯別に算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2)　基準市場価格

基準市場価格は，供給エリアごとに，原則として年度ごともしくは半期ごとに設定し，次のとおりといたします。

供給エリア	基準市場価格 1キロワット時につき
関東エリア	**11 円 60 銭**
中部エリア	**12 円 59 銭**

(3)　基準市場単価

各月の供給エリアごとまたは供給電圧ごとの基準市場単価は，平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし，原則として年度ごともしくは半期ごと，および市場価格調整単価適用期間ごとに設定し，当社が適切と判断した方法により，あらかじめお客さまにお知らせいたします。なお，当社から別段のお知らせを行なわない限り，直前の適用期間の基準市場単価を継続して適用するものといたします。

(4)　基準市場価格等の変更

当社は，基準市場価格もしくは基準市場単価を原則として年度ごとまたは半期ごとに見直すことがあります。この場合，原則としてその当該年度または当該半期が開始となる 2 月前までに，当社が適切と判断した方法により，お客さまにお知らせいたします。また，この場合における供給条件の説明，契約締結前交付書面の交付および契約締結後交付書面の交付については，2（取次約款の変更）(2) に準ずるものといたします。なお，当社から別段のお知らせを行なわない限り，直前の適用期間の基準市場価格もしくは基準市場単価を継続して適用するものといたします。

(5)　市場価格調整単価等のお知らせ

当社は，供給エリアごとに，各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および市場価格調整単価を，原則として当社が適切と判断した方法により，お客さまにお知らせいたします。

5　日割計算の基本算式

(1)　基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

(2) 電気の小売供給を開始し，または需給契約が終了もしくは小売供給を停止した場合の（1）にいう日割計算対象日数の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の小売供給を開始した場合
　　開始日を含む日数といたします。

ロ　需給契約が終了もしくは小売供給を停止した場合
　　終了日もしくは停止日を除く日数といたします。